

令和 5 年度第 4 回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和 5 年 7 月 10 日 (月)

2. 招集の場所 長洲町役場 3 階 (中会議室)

3. 開会 令和 5 年 7 月 10 日午前 10 時 00 分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	2 番 土山 秋吉	3 番 杉本 和明
4 番 徳永 章	5 番 中嶋 英徳	6 番 石井 裕
7 番 嶋田 正忠	8 番 宮本 静子	9 番 木山 倫彦
10 番 増岡美知子		

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	木原 大介	城戸 祐樹	
長洲・清里区域	坂井 隆浩	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

平木 誠志

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0 名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書記	前田 敦
農業委員会事務局	書記	濱井 翔太
農林水産課	課長補佐	馬場 隆輔
農林水産課	課長補佐	磯野 誠勝

10. 提出議案

報告第 3号	農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
報告第 4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請取下げについて
議案第13号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第14号	非農地証明交付申請について
議案第15号	農用地利用集積計画（案）について
その他	

(吉田事務局長)

それでは、始めたいと思います。起立・・・礼　おはようございます・・・。着席
それでは、ただ今から令和5年度第4回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。
始めに、濱北会長からご挨拶をお願いいたします。

(濱北会長)

改めまして　おはようございます。皆さんもご存知の通り、梅雨とはいえこんなに雨が
降るんだらうかという程、びっくりするほど雨が降っております。7月に入ってからまだ止
んだことは一度もありませんから、ず〜っと雨、雨、雨です。特に7月3日の大雨というの
は、相当ひどかったですね。益城とか人吉・球磨地方なんかは、3年前の大雨で復興がまだ
終わらないまま、また被害が出ております。昨日　私　ちょっと福岡に用事で出ていて、
とにかく福岡の昨日は、雨のちごといったように降りました。電車も西鉄の方は止まって動か
なかったですけど、本当困りました。まあ、あとしばらくで梅雨も明けるとは思いますが、明
けたなら、明けたで今度は台風の心配がきます。まあいろいろありますが頑張っていきま
しょう。今日は、令和5年度第4回の定例総会でございます。どうぞよろしくをお願いいたしま
す。

(吉田事務局長)

はい、ありがとうございます。本日の出席の委員さんは10名中全員出席されておしま
すので、定足数に達しております。尚、平木推進委員さんより欠席の連絡をいただいております
ので、ご報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となり
ますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いいたします。

(濱北会長)

はい　それでは、これより、議事に入ります。本日の提出議案は、

- 報告第 3号　農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
- 報告第 4号　農地法第5条第1項の規定による許可申請取下げについて
- 議案第13号　農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第14号　非農地証明交付申請について
- 議案第15号　農用地利用集積計画（案）について

を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員
は 9番 木山委員 10番 増岡委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(濱北会長)

はい。それでは、早速　議事に入ります。1ページです。「報告第3号　農地法第18条
第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めま
す。

(吉田事務局長)

はい、それでは、報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の 1 ページ、受付番号 3 番になります。すいませんけど、ここで 資料の修正をお願いいたします。左の受付月日 すいませんけど、文字化けで平成 35 年 令和 5 年でございます。申し訳ありません、修正の方をいたしますよろしく申し上げます。

それでは、報告いたします。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。

以上で、報告第 3 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

ありません の声あり

(濱北会長)

ないですか。はい、ありがとうございます。なければ報告第 3 号を終わります。

(濱北会長)

次に進みます。2 ページです。「報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請取下げについて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(吉田事務局長)

はい。それでは、報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請取下げがありましたので、次のとおり報告いたします。すいません、こちらの方も先ほどと同じ受付月日申し訳ありません、文字化けで平成 35 年 令和 5 年でございます。改めて修正をお願いいたします。

それでは、報告をいたします。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

取り下げ理由についてですが、この件につきましては第 3 回定例会に提出された案件でございますが、申請人より、売買契約の解除に伴い、申の取り下げの申し出があつておりますのでございます。

以上で、報告第 4 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

ないですか。

はい。 の声あり

(濱北会長)

なければ報告第 4 号をこれで終わります。

(濱北会長)

次に進みます。4 ページです。「議案第 13 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

(吉田事務局長)

はい。それでは、議案第 13 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 4 ページから 7 ページ、受付番号が 3 番になります。6 ページの方をお開きください。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 1・2 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、耕作目的の所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 42,149 m²、農作業歴 15 年の経験があり、今後もすべての農地を利用するということです。

機械の所有状況でございますが、トラクター 2 台、コンバイン 1 台、田植え機 1 台、軽トラ 1 台、乾燥機 1 台を所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から車で 5 分程度ということです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するということです。

以上、受付番号 3 番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 10 番 増岡委員にお願いいたします。

(増岡委員)

はい。地図を見てください。一応この場所なんですけど、そこんところはみな周りは田んぼとかいろいろちゃんとしてありまして、譲渡人の方は親御さんが亡くなってそして経営者変わるということで、手離されております。購入される方はベテランの人でちゃんとされると思いますので、何ら問題はないかと思います。どうぞ御審議ください。

(濱北会長)

ありがとうございました。今日は、担当推進委員 平木委員が欠席でございますので、これで説明は、終わりたいと思いますが・・・。

(濱北会長)

この件について、質問等はございますか。

ありません。の声あり

(濱北会長)

ありがとうございました。他に質問がないようですので、採決をいたします。議案第 13

号 受付番号 3 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございます。全員賛成です、受付番号 3 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

次に進みます。8 ページです。受付番号 4 番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(吉田事務局長)

はい。それでは、議案書の 8 ページから 9 ページ、受付番号 4 番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 3・4 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、耕作目的の所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 8,233 m²、農作業歴 40 年の経験があり、今後もすべての農地を利用するということです。

機械の所有状況でございますが、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、田植え機 1 台を所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から徒歩 1 分程度とのことです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するということです。

以上、受付番号 4 番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の 3 番 杉本委員をお願いいたします。

(杉本委員)

はい。杉本です。この件はですね、事務局から説明があった通り 何ら問題はないかと思えます。譲受人は、この土地の真裏という事で、管理が届くんだらうと思っております。何ら問題はないかと思えますので、審議の程よろしく願いいたします。

(濱北会長)

続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に意見を伺います。

(城戸推進委員)

城戸です。先ほどの説明の通り 何ら問題はないかと思えますので、審議の程よろしく願いいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等がございますか。 ないですか？

はい。の声あり

(濱北会長)

なければ採決をいたします。議案第13号 受付番号4番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成です、受付番号4番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。10ページです。受付番号5番を議題といたします。事務局より説明をしてください。

(吉田事務局長)

はい。それでは、受付番号5番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

内容、許可基準等についてご説明をいたします。説明資料の5・6ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、耕作目的の所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積3,771㎡、農作業歴10年の経験があり、今後もすべての農地を利用するということです。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台、軽トラ1台を所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から徒歩で5分程度ということでございます。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するということでございます。

以上、受付番号5番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の10番 増岡委員をお願いいたします。

(増岡委員)

はい。11ページを開いてください。ここはですね、折地のちょっと下がって行ってから、ふれあい広場という所が、入り口になります。お寺さんのちょっと過ぎたところから、上がって行ったところで、そこに譲渡人の方のご自宅がございまして その近くでありますけれども、そこでこれも同じく3条と同じなんですけども、相続をされた経緯で でき

ないという事でちゃんとされる方に譲渡されたかと思えます。何ら問題はないかと思えます。御審議のほどよろしくお願ひします。

(濱北会長)

ありがとうございました。担当推進委員の平木さんは、今日お休みですので、この件について説明がありましたけれども、質問等はございますか。・・・ないですか？

はい。の声あり

(濱北会長)

ありがとうございました。質問がなければ採決をいたします。議案第 13 号 受付番号 5 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号 5 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。12 ページです。受付番号 6 番を議題といたします。事務局より説明をしてください。

(吉田事務局長)

はい。それでは、受付番号 6 番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 7・8 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、耕作目的の所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 4,163 m²、農作業歴 18 年の経験があり、今後もすべての農地を利用するという事です。

機械の所有状況でございますが、トラクター 1 台、耕運機 1 台、軽トラ 1 台、散布機 1 台を所有され、コンバイン 1 台、田植え機 1 台をリースをされておられます。

通作距離につきましては、自宅から 350m 程度ということなんです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するという事でございます。

以上、受付番号 6 番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の 3 番 杉本委員お願いいたします。

(杉本委員)

はい。杉本です。事務局からただいま説明がありました。農業経験者という事で問題はな

いかと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に意見を伺います。

(城戸推進委員)

推進委員の城戸です。今の説明の通り何ら問題はないかと思しますので、審議のほどよろしくをお願いします。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、何か質問はございますか。

(土山委員)

はい。2番土山です。機械の所有状況で、コンバインと田植え機が、リースになつとるばつてん、リースの会社から借りよつとかなて思て…。こういう会社があるとかなて思て…。リース会社の…。

(中嶋委員)

委託してしてもらいよらすとだろ。水管理は、しよんなるけん。

(濱北会長)

他に何か質問がございませんか。ないようですので、採決をいたします。議案第13号 受付番号6番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成です、受付番号6番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(濱北会長)

次に進みます、15ページです。「議案第14号 非農地証明交付申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(吉田事務局長)

はい。それでは、議案第14号 非農地証明交付申請願がありましたので決定を求めるものです。

議案書の15から17ページ、受付番号5番になります。

申請人、所在、地番、登記地目、現況地目、地積は議案書に記載のとおりです。

説明資料の9ページに現況写真の方を載せております。

申請理由につきましては、現地は周辺を宅地、雑種地、線路に囲まれており間口がなく、営農できる状態ではないため地目変更を行うものでございます。

土地所有者からの申請により非農地証明書を交付するためご審議いただくものでございます。

以上、議案第 14 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。ないですか？

はい。の声あり

(濱北会長)

ありがとうございます。なければ賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

全員賛成です、議案第 14 号は原案のとおり決定し非農地通知書を交付いたします。

(濱北会長)

次に進みます、18 ページです。今日の最後です。「議案第 15 号 農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい。それでは、議案第 15 号 農用地利用集積計画(案)が定められたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、19 ページが総括表となり 2023 年の期間ごとの総括になります。20 ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合せて今後の経営面積となります。詳細につきましては、21・22 ページ 賃借権 35 件 61 筆 75,460 m²、23 ページ 期間借地 4 件 7 筆 6,005 m²、24 ページ 使用貸借権 3 件 3 筆 2,204 m²となっております。

以上、議案第 15 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がございました。この件について何か質問はございますか。 ないですか？ 採決してよろしゅうございますか。

はい。の声あり

(濱北会長)

はい、ありがとうございます。議案第 15 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 15 号は原案のとおり決定をいたします。

(濱北会長)

本日の議案は以上で終わります。委員、推進委員の皆様から、何か質問・意見はございませんか。

(杉本委員)

皆さんどう考えられてるかわかりませんが、先ほどの議案のような空いてる土地が将来的にどんどん増えていくと思うんですよ。相続された方がおるうちに、そういう所を抜粋できればなんか方法を提案できるような態勢を撰っとく必要があるとかなあて思うんですよ。たぶん相続できないで、宙に浮いたままの土地が、また出てくるのかなあて思って…。まあ、〇〇さんあたりが、先行してされてるから、地目が変更できたっていう場面もあるんですけど、これから、増えてきて、私の任期も10月いっぱいということで、これから先は、大変かなあて思います。まあ、そういうことです。

(濱北会長)

どうしても、道がないとかそういうところは、どうしようもないですね。

(吉田事務局長)

今、言われた通り、場所ですね。ここは、都市計画区域内の場所ですね。ただ、相続に関しては青地であろうが、白地であろうが、皆さんしていただかないとこんなして事業展開とか、圃場整備事業とか、そこが相続終わってないが為にできないとか、やっぱり土地ですね。本来農地に限らず、きちんと登記をしていくっていうのは、非常に大切だと思います。もう、ご存知だとは思いますが国の方でも、民法改正されて、登記の義務化とか出てきてますけれども、まだまだ本人さんたちまかせっていうのはありますが、相続っていうのは、皆さんでしっかりやっていくのは大切かなあと思います。ありがとうございました。

(濱北会長)

他にございませんか。なければ、事務局の方から連絡をお願いいたします。

- 1 次回の定例会について
- 2 来月の熊本県農地利用最適化推進大会について
- 3 新任の農業委員研修会の会長の事例発表について

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。これをもちまして、令和5年度第4回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

(吉田事務局長)

起立・・・礼

閉会（終了 午前10時34分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印